

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用

- 1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。
 - (1) 共通仮設費
 - 1) 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 2) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
 - 3) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用
 - (2) 現場管理費
 - 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 3) 遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費
 - 4) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用
- 2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は施工計画書に記載すること。
また、上記1の対策に要した費用について実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、協議打合せ簿により監督員と協議すること。
- 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用実績報告書（様式1）」及び実際に支払った全ての証明書類（領収書（原本）、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。
 - (1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。
 - (2) 労働者宿舎の拡張費用・借地料について、「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。
- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 5 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。